

公益財団法人埼玉県国際交流協会 理事長 行

### 新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航についての誓約書

私は、2020年度「埼玉発世界行き」奨学金の奨学生として渡航するに当たり、裏面の項目をすべて確認し、下記の事項を遵守することを誓約します。

#### 記

1. 留学先国・地域が、新型コロナウイルス感染症により外務省が発出する感染症危険情報レベル2以上であることを自覚し、自らの判断と責任で渡航します。
2. 留学先国・地域及び留学先大学等の防疫措置を遵守し、感染防止に努めます。
3. 留学中の疾病に対し、自らの責任として対処し、十分な補償が受けられる海外旅行保険又は現地の保険に加入しています。
4. 留学先への渡航中及び現地滞在中は、留学先国・地域の政府からの指示や存外公館からの通知に注意をはらい、現地の法令を遵守するとともに、埼玉県の奨学生としての意識を常に持ち、責任を持って行動します。
5. 感染症危険情報レベル2以上の国及び地域に令和3年1月までに渡航していた場合に奨学金が減額されることについて同意します。
6. 渡航中に留学先国・地域で、外務省が感染症や治安の状況により退避勧告を発出した場合、速やかに指示に従います。

以上

令和3年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_  
(署名)

保護者氏名 \_\_\_\_\_  
(奨学生が20歳未満の場合、署名)

新型コロナウイルスによる外務省の感染症危険情報レベル2以上の  
国・地域に渡航する際の確認項目

- (1) 留学先国・地域における最新の感染状況及び感染拡大防止のための法令（マスクの着用等）を把握している。
- (2) 留学先国・地域への渡航手段がある。
- (3) 留学先国・地域に日本人留学生が入国可能であること及び入国に必要な手続きについて申請中又は完了している。
- (4) 留学先国・地域への入国時における水際措置及び入国後に取りべき行動（公共交通機関の利用可否等）について把握している。
- (5) 留学先国・地域で感染の疑いが生じた場合、又は濃厚接触者と認定された場合に取りべき行動及び相談先を具体的に把握している。
  - ・相談できる機関
  - ・検査できる機関
  - ・受け入れ可能な医療機関
- (6) 留学先国・地域での滞在先が決定しており、必要な生活物資が確保できる。
- (7) 留学先大学等において留学生の受け入れ体制が整えられている。
- (8) 留学先大学等において学修を継続するための感染防止対策がとられている。
- (9) 今後、留学先国・地域において（再）流行した際に取りべき対応をシミュレーションしている。
- (10) 留学先国・地域に渡航しないと当初の留学目的が達成できないこと。

上記（1）から（10）まですべて確認の上、新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航についての誓約書（表面）に署名してください。

確認後、次の書類をすべて提出してください。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航についての誓約書  
（自署の上、提出すること。奨学生が20歳未満の場合は保護者の署名も必要です。）
- ② 上記（5）及び（8）について内容が確認できる書類  
（例 当該事項が記載されている公式ウェブサイトのプリントアウト等）